

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会会議規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和6年3月25日

東近江市議会議長

西澤由男様

提出者

東近江市議会

議会運営委員会委員長 西崎 彰

会議案第2号

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月25日提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 西 崎 彰

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例

東近江市議会委員会条例（平成17年東近江市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中サをシとし、アからコまでをイからサまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 市長直轄組織の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

令和6年4月1日からの本市の組織改編に伴い、常任委員会の所管を改めたく、本議案を提出するものである。